

山梨県公報

第五百十二号

令和六年

十月二十四日

木曜日

目次

○道路の区域変更……………	四一五
○職業訓練指導員試験の実施……………	四一五
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………	四一八
○公共測量の実施(三件)……………	四一八

告示

山梨県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年十一月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
富士吉田市下吉田東一丁目二四一三番地先から	旧	九・〇	六五・二
富士吉田市下吉田東一丁目二三八七番一地先まで	新	二二・三	六五・二

公告

●職業訓練指導員試験の実施
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 試験を実施する職種及び試験科目
- 次の職種について、学科試験を行う。
機械科
- 学科試験の科目は、次のとおりとする。

種	免許職	指導方法
機械科	学科試験の科目 関連学科 一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素及び機構と運動) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC加工法、機械工作法、治具及び工具) 4 測定法(測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験) 5 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 二 専攻学科 1 加工法(切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法) 2 機械製図(機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション)	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

二四・一

3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。
 二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）

(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 (一) 禁錮以上の刑に処せられた者

(二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
		免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
		免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
		職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において			実技試験の全部

て実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	法	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	法	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において	実技試験の全部	実技試験の全部

実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合高等学校の長が認める者			
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		学科試験のうち関連学科	
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		学科試験のうち関連学科	
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第百十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		学科試験のうち関連学科	
省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者		実技試験の全部	
省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる十一の三に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者		省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験	

四 試験の日時及び場所

1 日時 令和七年一月二十三日（木）午前十一時から

2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県生涯学習推進センター（山梨県防災新館一階）

五 受験手続

1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、写真二枚（申請日前六ヶ月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とするこ
と。）

4 申請書類の受付期間 令和六年十一月五日（火）から同月二十日（水）までの山梨県の休日を除く（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十日（水）までの消印のあるものを有効とする。なお、電子申請による場合は、同月五日（火）午前八時三十分から同月二十日（水）午後五時十五分まで、やまなしくらしねっと電子申請システムにて受け付ける。

5 受験手数料 三千円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）

6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 令和七年二月十三日（木）午前十時に山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門学校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 合同会社フォレストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス 執務執行者 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール甲斐竜王 山梨県甲斐市富

竹新田字大明神河原千七百十四番一外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社アマノ 代表取締役 天野晴夫 山梨県甲斐市篠原千四百三十三 外四者	変更後	株式会社アマノ 代表取締役 天野晴夫 山梨県甲斐市篠原千四百三十三 外四者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和五年十月三十一日外

三 届出年月日 令和六年十月二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年二月二十四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士川 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外 外五者	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外五者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和四年三月十八日外

三 届出年月日 令和六年十月二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年二月二十四日まで

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法））地図情報レベル500
 3級基準点網図
 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
 三 測量の期間 令和六年十月二十一日から令和七年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県西八代郡市川三郷町
- 三 測量の期間 令和六年十月十日から令和七年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図）地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月二十九日から令和七年三月十四日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番